

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、鳥獣の生息状況、農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

国家公安委員会（警察庁）、文部科学省（文化庁）、農林水産省、環境省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（9）、市町村等（22）、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

青森行政評価事務所

4 実施時期

平成23年9月～24年10月